

「障害に応じた訓練・治療・教育を保障してほしい」

保護者らの声に応じて「分離増設」を

9月議会・本会議(10月3日)

中原ひろみ議員の一般質問

市立養護学校の建替え



アンケート調査結果

生徒の顔と名前が浮かび 地域と交流できる学校にしてほしい

「すべての障害児に豊かな教育を実現させる会」が今年おこなった「市立養護学校の将来構想について」のアンケート結果では、「通学時間は30分以内」「児童生徒数は100人以下」という意見が最も多く、「生徒の顔と名前が浮かぶ規模」「地域と交流ができる通学距離」が強く望まれていることが浮き彫りとなっています。

今年度中に基本計画策定

市は、老朽化し手狭になっている市立養護学校の建替えのため、基本構想・計画を策定する予算(5百万円)を今年度の当初予算に計上。

現在、基本構想のとりまとめ中で、今年度中に基本計画を策定する予定です。

「分離増設」望む声強い

市立養護学校の「建替え」は、保護者や関係者の強い要求です。

しかし、市立養護学校は通学区域が広範囲(中区、西区、南区、東区、安芸区)で、しかも、2百人を超えるマンモス校のため、障害に応じた訓練・治療・教育を保障するよう「分離増設」を望む声が強くなります(左枠)。

中原議員は、「京都市は4区域に分けて、北九州市は各区単位で整備するなど、地域に根ざした障害児教育の構想を持つている」と述べ、複数校の整備計画を持つべきと主張しました。

温水プール整備について教育長「具体的に検討したい」

中原議員は、「子どもたちの心の発達に重要なプールを年間通じて使用したい」との声があることを紹介し、建替えの際、冬場も使える温水プールの整備することについて市の考えをたずねました。

岡本教育長は、「基本計画の中で具体的に検討したい」と前向きな答弁をしました。

障害児の放課後対策

国の補助事業

障害児タイムケア事業

活用して

長期休業中も実施できるように

市立養護学校放課後対策事業 1日の利用定員わずか10人

市は、障害児の放課後対策として、昨年10月から市立養護学校の教室を使った「市立養護学校放課後対策事業」を実施しています。が、広さの制約から1日の利用定員は10人で、長期休業中は実施されていません。

中原議員は、健常児には放課後、土曜日、長期休業中(朝9時から夕方5時まで)の留守家庭事業がある一方で、障害児の放課後対策はあまりに貧弱だと批判。国が今年度創設した「障害児タイム

ケア事業」(※1)を活用し、障害児の放課後対策事業を長期休業中も実施するよう要望しました。

松井正治社会局長は、長期休業中の実施には、①指導員やボランティアの確保、②障害の状況に応じた食事の準備や安全の配慮、③安全かつ効率的な送迎など、体制の整備が課題になると答弁。

また、国が補助する「障害児タイムケア事業」については、補助要件である5千回(人・日)以上の年間利用回数をクリアできないとして(広島市は2千回程度)、さらに、1人1日あたり千円の自己負担など課題があると答えました。

ひみつ?

養護学校建替え場所は

市は、①必要な面積を確保でき、②就学区域内(中・東・西・南・安芸区)で、③交通の利便性が良い—などを条件に用地選定を進めていると説明しますが、具体的な場所は一切明らかにしません。

どこに建替えるかは、保護者・市民にとって一大関心事であり、建替え事業自体、莫大な費用を要する大規模プロジェクトです。

決まってから公表するのではなく、検討段階から情報をオープンにし、関係者や市民の意見を聞きながら事業を進めるべきではないでしょうか。

しかしながら、昨年12月に実施した障害者に関する実態調査で、障害児の放課後対策の充実を求める声が多かったことをうけ、同事業の活用については検討していく考えを示しました。

このほか、中原議員は、保護者や関係者らが夏休み中に自主的に運営している「サマースクール」(※2)に対し、市が経済的な援助をするよう要望しました。

※1 障害のある中高生などの放課後活動の場を確保し、親の就労支援と家族の一次的な休息を図ることを目的としています。

※2 夏休み中に15回程開催され、1回平均30人程が参加。主にプールや屋内遊びのほか、遠足など校外での取り組みもされています。



裁量労働制による「ただ働き」強要



9月議会・本会議(10月3日) 中原ひろみ議員の一般質問

日本共産党は、国会で「サービス残業は犯罪」と徹底的に追及し、昨年度だけでも266億円の不払い残業代を企業に支払わせました。

中原議員は、市内の大学の卒業生で大学の紹介でIT関連企業に入社した女性とその家族から党市議団に届いた告発(右枠)を紹介。「裁量労働制を口実に、サービス残業が強いられている実情がある」と強調し、学生の就職に対する市立大学の対応をたどしました。(以下、一問一答)

「裁量労働制」に関する学生への教育・情報提供は

【市立大学事務局長】本格的な就職活動に入る3年生の年末までに開催する「就職ガイダンス・就職セミナー」のなかで、勤務条件を理解・納得した上で企業選択するようアドバイスしている。

雇用形態や労働条件について、企業にどのような資料を求めているのか

【市立大学事務局長】企業情報や採用情報とともに、勤務時間・休日・給与など勤務条件に関する項目を設定するなど、学生が志望先を選択するために必要な情報提供を求めている。

市立大学が紹介した企業に就職した卒業生からの苦情は

【市立大学事務局長】就職紹介に関する苦情はないが、社内の人間関係や転職に関する相談が年に数件ある。卒業生からの相談についてもできるだけ応じ、転職に関しては、既卒者を対象とした求人情報の提供をしている。

地域に広がる子育て広場「オープンスペース」

市は地域まかせにせず財政的支援を

昨年から各区の地域子育て支援センターが中心となり、各地区の民生委員や母親クラブなど子育て経験をもつ人たちが公民館などを利用し、0歳から未就学児までの子どもと保護者を対象に、出入り自由なオープンスペース「子育てひろば」を、月1回ボランティアで開いています。

申し込みも会費も不要で、子育て世代が集まる場として親同士の輪も広がっており、月1回でなく毎週開催してほしいとの声も出されています。

南区内のあるオープンスペースを見学した中原議員は、「若いお母さんたちに子育て支援センターの保育士が赤ちゃん体操を指導されていた。公園だと夏は暑すぎるし、冬は寒すぎてなかなか出かけられないが、オープンスペースだと公園感覚で子どもたちを遊ばせながらお母さんたちが気軽に話し合える。参加する親子も増えている」と様子を紹介。現在、世話人の個人負担となっている暖房費や冷房費など運営費(数万円)への援助を市に求めました。

本人の同意ないまま裁量労働制導入

中原議員が取り上げた党市議団あての告発

女性が就職した企業の就業規則には、勤務時間は「朝9時から夕方6時まで」と明記されていましたが、定時近くになると新しい仕事が入ってくるなどして、女性は毎晩遅くまで「ただ働き」をさせられていました。

不審に思った女性とその家族が同社に問い合わせたところ、初めて「裁量労働制」が導入されていることが分かりました。

労働基準法は、「裁量労働制」を導入する際には「本人の同意」が必要(企画業務型の場合)としていますが、女性は大学からも企業からも説明も受けておらず、会社から同意を求められることもないままでした。

この告発をうけて中原議員は、労働基準監督署に同社への是正指導を求め、その後、是正指導がなされました。

企画業務型の場合
(ホワイトカラー)

本人の同意なしに 裁量労働制は導入できません

——「歯止め」取り払いたい政府・財界

裁量労働制は、実際の労働時間に関係なく、労資であらかじめ合意した時間を働いたものとみなして賃金が支払われる仕組みで、「サービス残業」を「新しい働き方」という名で実質的に合法化するものです。研究開発などを対象とした「専門業務型」と、ホワイトカラーを想定した「企画業務型」があります。

いずれの場合も労使間のとりきめが前提となっていますが、とりわけ「企業業務型」については、「労働者本人の同意が必要」との要件があります。

政府・財界は、こうした「歯止め」を取り払い、ホワイトカラーを際限なく「ただ働き」させたいと考えています。先の臨時国会では、国際公約である年間1800時間の労働時間短縮目標を取り下げる「時短促進法」の改悪案が、共産党を除く各党の賛成により可決しました。

松井正治社会局長は、「適宜、保健師や保育士の資格を持つ相談員を派遣し、児童館や公民館など活動の場を提供し、活動を支援していく」と述べるにとどまりました。

- 保育園に行かず自宅で過ごす市内の子ども 約2万7千人(今年4月1日現在)
- 市内のオープンスペースの数と利用状況 129か所(05年8月末現在) 月1回のペースで開催 1回あたり約20組/年間のべ38,000組の親子が利用